

達第1号

北区役所課長等専決規程（平成24年達第22号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（政策推進課長専決事項） 第4条 政策推進課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)・(2) 略] [削る] （地域課長専決事項） 第5条 地域課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1) 略] <u>[(2) 軽易又は定例の社会教育事務に関する</u> <u>こと（区長が定めるものに限る。）</u> （窓口サービス課長専決事項） 第6条 <u>窓口サービス課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(10) 略] [削る] <u>[(11)～(13) [略]</u> <u>[(14) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪</u> <u>及び異動に関すること（第5号の場合に</u>	（政策推進課長専決事項） 第4条 [同左] [(1)・(2) 同左] <u>[(3) 軽易又は定例の社会教育事務に関する</u> <u>こと</u> （地域課長専決事項） 第5条 [同左] [(1) 同左] [新設] （戸籍登録課長専決事項） 第6条 <u>戸籍登録課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(10) 同左] <u>[(11) 就学事務に関すること</u> <u>[(12)～(14) [同左]</u> [新設]

<u>における国民健康保険資格確認書及び国民健康保険被保険者証の回収に関することを除く。)</u>	
<u>(15) 国民健康保険の保険給付に関するこ</u> <u>と。ただし、給付の制限に関することを</u> <u>除く。</u>	[新設]
<u>(16) 国民健康保険の保険料その他の徴収金</u> <u>の賦課徴収に関すること。ただし、過料</u> <u>の賦課、別に定める減免の決定、10,000</u> <u>円以上の不納欠損処分並びに被保険者一</u> <u>部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除</u> <u>く。</u>	[新設]
<u>(17) 国民健康保険の保険料その他の徴収金</u> <u>の徴収の嘱託及び受託に関すること</u>	[新設]
<u>(18) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収</u> <u>金の徴収に関すること。ただし、不納欠</u> <u>損処分を除く。</u>	[新設]
<u>(19) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に</u> <u>基づく事務に関すること</u>	[新設]
<u>(20) 特定障害者に対する特別障害給付金の</u> <u>支給に関する法律（平成16年法律第166</u> <u>号）に基づく事務に関すること</u>	[新設]
<u>(21) 年金生活者支援給付金の支給に関する</u> <u>法律（平成24年法律第102号）に基づく事</u> <u>務に関すること</u>	[新設]
<u>(22) 健康保険法等の一部を改正する法律</u> <u>（平成18年法律第83号）第7条の規定に</u> <u>よる改正前の老人保健法（昭和57年法律</u> <u>第80号）に基づく医療に係る医療費の支</u> <u>給に関すること</u>	[新設] (保険年金課長専決事項)

[削る]

第7条 保険年金課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪及び異動に関する事（前条第5号の場合における国民健康保険資格確認書及び国民健康保険被保険者証の回収に関する事を除く。）
- (2) 国民健康保険の保険給付に関する事。ただし、給付の制限に関する事を除く。
- (3) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、過料の賦課、別に定める減免の決定、10,000円以上の不納欠損処分並びに被保険者一部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除く。
- (4) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事
- (5) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関する事。ただし、不納欠損処分を除く。
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務に関する事
- (7) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務に関する事
- (8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する事
- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定に

(福祉課長専決事項)

第7条 福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。

[削る]

(1) [略]

[削る]

(2)～(7) [略]

(8) 次に掲げる事務に関すること

ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による調整及び要請並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関するものを除く。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務（同法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定（同法第21条の6の規定による措置に要する費用に係るものに限る。）に関するものに限る。）

よる改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関すること

(福祉課長専決事項)

第8条 [同左]

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関すること

(2) [同左]

(3) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。ただし、職員に係るものを除く。

(4)～(9) [同左]

(10) [同左]

ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項の事務

[イ～オ 略]

[削る]

(9)・(10) [略]

(11) 老人医療費その他医療費（ひとり親家庭医療費及びこども医療費を除く。）の助成に関すること

(12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること

(13)・(14) [略]

（子育て・教育課長専決事項）

第8条 子育て・教育課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関すること

(2) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。ただし、職員に係るものを除く。

(3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前条第8号アに掲げる事務を除く。）に関すること

(4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

(5) ひとり親家庭医療費及びこども医療費の助成に関すること

(6) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること（第5条第2号に掲げるものを除

[イ～オ 同左]

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務

(11)・(12) [同左]

(13) 老人医療費、ひとり親家庭医療費その他医療費の助成に関すること

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること

(15)・(16) [同左]

[新設]

<u>く。)</u>	
<u>(7) 就学事務に関すること</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(北区役所総務課)